

第25回東京都北区都市景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 平成26年8月1日(金)
午後2時～

◇ 場 所 北区役所第一庁舎第2委員会室

◇ 出席委員 16名

委 員	北 原 理 雄	横 張 真	窪 田 陽 一
	村 井 祐 二	伊 藤 伍 朗	安 住 孝 史
	遠 藤 千 代 美	矢 吹 静 子	小 野 田 紀 美
	小 田 切 和 信	さ が ら と し こ	山 中 邦 彦
	里 村 真 吾	渡 邊 治 平	佐 藤 和 男
	宮 内 利 通		

◇ 欠席委員 3名

委 員	宮 川 淳 子	依 田 園 子	浅 川 謙 治
-----	---------	---------	---------

1. 開会

(佐藤まちづくり部長)

定刻になったので、第25回都市景観づくり審議会を開催する。

2. 委員等の紹介

—事務局から、委員及び事務局職員を紹介する—

3. 出席委員数の報告等

—事務局から19名の委員のうち、現在16名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する—

4. 資料の確認

—事務局から、資料の確認を行う—

(まちづくり部長)

それでは、議事に入る。審議会の議事進行については、会長にお願いしたいと思う。

5. 議事進行

(会長)

前回5月の審議会で、委員の皆様からいろいろご意見をいただいた。北区は、23区の中でも非常に早い時期から都市景観づくりに取り組んできた。条例を作り、計画を作って取り組んできて、それを今回、景観法に則った計画として条例に切り替えていくということで皆様にご審議いただいているが、前はそういった北区が積み重ねてきた、北区らしい景観づくりを新しい計画の中にも十分反映させていく必要があるのではないかとのご意見や、また、飛鳥山からの眺望のこととか、あるいは西が丘地区の住民の皆様のご取り組みをどうサポートするかといったことについてご意見をいただいた。

その後、区において西が丘地区の説明会とか意見聴取なども行い、結果を盛り込んで今日ブラッシュアップした案を皆さんにお配りしている。資料3-1を見ると来年の1月には景観計画の案ということで、もういよいよ最終形になってくる。今日のご意見をもとに最終的な案にまとめていくということになると思うので、今日も十分にご意見をいただきたい。

先ほど事務局から報告があったように委員の出席数が定足数に達しているため、本会は有効に成立している。

—会長から、会長と副会長を議事録署名人とする発言がある—

それではお手元に用意されている本日の審議会次第に基づいて議事に入る。

なお、本審議会については原則として公開で行うことになっている。傍聴希望者の方の

入場を許可する。

本日は審議事項として「(仮称)北区景観計画(原案)の策定について」が提出されている。

お手元の資料1-1「審議会の次第」をご覧ください。

次第の5、議事進行の(1)、(仮称)北区景観計画(原案)の策定について事務局から説明願います。

(横尾まちづくり部参事)

※ 事務局から、(仮称)北区景観計画(原案)の策定について説明する。

(会長)

(仮称)北区景観計画(原案)について抜粋版を使いながら本格的なところについてご説明をいただいた。質問、ご意見はいかがか。

(委員)

何点か伺わせて頂く。平成24年から、いろいろなアンケートとか説明会とかニュースの発行など実施されたとの取り組みのご説明があったが、いただいた資料の中では説明会への参加とか、ご意見いただける方々の数は非常に限られてしまっていると思う。説明会の参加、意見書の提出はまだまだ少ないと思う。特に今回50坪を30坪にということになると個人の財産に係る非常に大きな問題だと思うが、当事者の方々のご意見、北区としてどんなふうに関わっているのか、それから課題としてはどんなことがあるのか、この点について一点お伺いする。

それからご意見のなかに、境界の生垣化についてお答えもあったと思うが、高さの制限とか壁面後退、セットバックについて北区としての具体的なご回答がなかったと思うので、この点のお答えをあらためて伺う。

次に、資料の中で50坪とか30坪で分割した状況が示されたが、50坪よりも少なくはできなかったこの間の、土地分割の現状について確認させていただきたいと思う。

また、30坪について、国のマニュアルによるとの説明もありましたが、そこからそのままここに引用されているのか、について伺う。

(会長)

西が丘地区について4点、ご質問でした。事務局から回答を。

(横尾まちづくり部参事)

4点ご質問いただいています。まず説明会等による参加者の確保、どのような関わりを持ってきたのかということ。西が丘について北区として何が課題か。それから3つ目としては高さ制限それから壁面後退についてはどうかということ。100㎡のマニュアルを活用したということについてお答えする。

まず西が丘地区につきましては、平成18年に景観形成地区を指定した。この時に北区の景観づくり条例に基づいて50坪やほかの坪数にする等の議論を多く重ねてきた。その時も、そんなに多くの方々に参加していたわけではなかった。これはどちらかということ

景観づくりが一定程度努力規定であったこともあり、基準をつくることはいいことだ程度でとどまっていたのではないかと考えている。しかし、今回は、3年かけて議論を進めて、景観法による基準ができることについて、改めて合意形成を図ってきたということである。実際、人数が少なかったが、自治会との懇談会とか会長さん方を主体とした理事会によって、自治会の皆様をお誘いいただくといった取り組みもやってきたところである。また、出席が少ないということも想定し、すべて、今回の規制に関わる内容について、ニュース等で具体的にお示しをしてきた。確かに少ない人数であったけれども、4回にわたって2,000部近くの戸別配布をし、基準の内容も配ってきているので、一定程度のご理解をいただいていると考えている。

ただ、全員が賛成というわけではないので、一定程度の合意形成に粘り強く努めてきたと私どもは考えている。

また、課題はこれをどのように担保していくかである。

区のほうが基準として、届出に際して規制を加えるだけでは、なかなか難しく、地区全体でまちづくり意識の醸成をしていただくというのが、景観づくりを進めていくうえでのひとつの課題と考えている。

次に、高さについて、ここは北区の住宅地としては非常に環境のいいところで、第2種低層住居専用地域になっており、建築基準法上の最高高さ指定は12mである。

壁面後退は計画の基準のなかで50cm、最低でも民法上のものについては確保する考えで基準としている。

マニュアルは「敷地細分化抑制のための評価指標マニュアル」というものであり、これは、敷地の細分化により居住環境の価値に対する消費者の認識が非常に希薄だということから、機能の細分化を助長するような、問題のあるミニ開発を抑制する必要があるということ認識するための指標として使うものである。仕組みとしては、敷地面積が最低限度100㎡と定められている場合には200㎡未満の宅地の細分化を抑制するということであり、一方ミニ開発は明確な定義がない。ただ、東京都では100㎡未満で造成・販売をする目的で1,000㎡未満の団地を分割するといった定義をしている。また70㎡という文献もあり、それはあくまでも販売・造成を目的にするというもので、今回のこのマニュアルというのはさまざまな生活環境であるとか、価格であるとか、そういったものを指標によって何点という形で示すだけで、それがいいとか悪いとかいう判断ではなく、消費者がその指標を見て購入を検討するといった具体的な内容になっている。その指標を活用したというのが、今回の100㎡の根拠である。

(委員)

いろいろと手立てをとられてきたということですが、資料で最初に感じたことは直接皆さん方の大きな財産に関わることだけど、説明会の参加、意見の提出という点でもまだまだ少ないと思う。引き続き住民の皆さま方の声を反映させていくことを今後の課題とし、先進的な取り組みなどを参考に粘り強く取り組んでいただきたいと強く思う。

この間、西が丘の地域においてミニ開発といわれるようなことが実際起きていたかについて、具体的な事例とか区の対応について、お伺いする。

(会長)

一点目は今後とも十分に区民の皆さんに情報浸透の努力してください。二点目ご質問ですが事務局いかがか。

(横尾まちづくり部参事)

西が丘地区のミニ開発、ご相談はかなり窓口にはあったと聞いている。また、50坪の制限はそれを破る事業者もあり、区は条例に基づき事実を公表している。その対応により一定程度165㎡に近い形まで引き上げた例もある。ただ、今までそのような形で165㎡約50坪について窓口で指導してきているが、今後、30坪ということになると少しは相談が減るかなとは思っている。ただ、広い敷地をお持ちの方々は景観づくりや環境を重要視している方が多く、30坪規制がなくても従来のとおり景観を守る意識ではないかと考えている。

(委員)

先ほどお話あったように個々の取り組みとともに、地域、まち、住民や行政側の関わり方が非常に大事になってくると思う。今回の50坪から30坪にするということも私自身、本当にいいのか確信がもてないところもあるが、皆様の合意形成を図りながらということで、今回の方向性が打ち出されたことは受け止めたいと思いますが、ミニ開発の問題は、今また大きなテーマになってくると思うので、そこを防いで、良好な住環境を作るという点では知恵を絞っていただきたいと思う。

最後に、計画原案について、私は北区の歴史的な土地の形状とか形成とか、北区の特徴を踏まえ、今のまちのなりわいをよく捉えていただくとともに、計画にうたわれているように区民との協働を本当に実践する取り組みが大事だと思う。住民の皆さんの声を十分に拾いあげながら本格的なまちづくり、計画の段階から協働して取り組む姿勢が必要と思う。景観形成も、私はぜひ本格的な区民との協働を実践していきたいという自分自身の決意を込めてお話しさせていただいた。

(会長)

最後のご意見は今後、事務局だけではなく委員も含めて区民の皆さんと十分に情報を共有して共によりよい北区の景観を作っていくということが、紙に書かれた景観計画のうらに込められた思いということで認識したい。

(委員)

私もこの100㎡30坪について、どうかと思うところがあり、指摘させていただきたく。大変なご苦労があることは重々承知しており、今さら水をかけるようなことを申し上げるつもりはないが、これが、都市計画・都市マスを作るならばいいと思うが、景観ということを議論しているときに、例えばここに根拠として挙げられた事実、三人世帯が快適に住むことができる論拠等というのが景観においてどういう意味をもっているかということが何も語られていない。

そういった意味でここにある説明では、景観計画上30坪でもいいということにならな

いという気がする。例えば緑被率の数字を見ても、西が丘が今30%を超える緑被率を持っている、それに対しこの説明では敷地面積の10%以上あればいいと、つまり言い方を変えると現状の西が丘の緑被率を下げることを是認してしまっているわけである。それでいいのかということがあると思う。

あるいは国交省がミニ開発とする下限ぎりぎりの100㎡を基準設定することが果たして景観という観点から正しい目標値として考えてもいいことなのか、もう少し考える必要があると思う。

100㎡は、三世帯が快適に暮らせるということを根拠にされているが、何で三人なのかは十分な根拠があるようにみえない。現状、西が丘の1世帯あたりの人員数が2.1人で、それよりもちょっと高いが、じゃあ分割・分譲して移入してくると想定される世帯の像は何人なのか触れられることなく、3人というのも根拠がない話と思う。もしも3人以上の世帯であれば手狭だとなると駐車場がこの敷地から追い出される、つまりパーキング需要が発生する。パーキングがあることが景観上問題であることが、こういう議論はじめた理由のひとつであるのに、へたするとパーキング需要を喚起してしまうような開発を奨励することになってしまうかもしれない。そして景観上問題だといっているパーキング場を増やすことにつながってしまうかもしれないと、いうふうに理解することもできる。

といった具合に景観という観点から、はたしてどういう敷地規模というのが適切なのかという議論が残念ながら今日お配りいただいた資料の中には十分には拝見できず、どうも根拠があまりしっかりしないなかで50が30に減るということが是認されてしまっているのが私としては非常に気になる点である。

(横尾まちづくり部参事)

都市計画の見地からあるいは建築の見地から非常に貴重なご意見をいただいた。

私ももとしては本来、景観で最低敷地面積を決めるか、あるいは都市計画できめていくかということは非常に迷ったところである。

ご存じのとおり景観については、なかなか100㎡の敷地の最低制限をつけている景観計画というのはみないわけで、23区のなかでは北区が景観で位置づけるのが唯一かと考えている。

これは、従来からの景観づくり条例に基づき、西が丘地区において景観を切り口としたまちづくりを進めていこうという観点から行ってきたもので、そういったところを今回のこの計画のなかでも生かせないだろうかということから始めたものである。確かに景観でも都市計画によって景観地区という形で位置づけることもできるが、まずひとつの段階を踏んで、熟度が高まれば都市計画的に指定していけるひとつのきっかけにということもある。しかしながら今、先生からご指摘あった、景観計画による最低敷地面積がどのような形で景観に影響していくのか、世帯人数はどのくらい想定したらいいのかなどの点はまさに私も苦慮しているところである。また、パーキング需要については、規制が原因なのかどうなのかについては推測でしかないが、住民のなかでは閑静な住宅街であり、盆暮れ正月にお子さんやお孫さんが来た時に止められなくて路上駐車をするよりは一定程度のパーキングがあったほうが、これはこれとしていいのではないかと

といったような貴重な意見もいただいている。これも数値で割り切れるものとしては難しいところもあるが、考え方等については提起をしていく必要があると考えている。これら、いただいた都市計画的なお話、景観的なお話についても検討・研究していく。

(会長)

ご指摘いただいた、景観的にどうなんだというところについて、もう少しきちんとした根拠、例えば50坪の敷地の街並みと30坪の敷地の街並みは景観としてそれぞれ道を歩いている人にこんなふうに映るというシミュレーション、ちょっと手間かかるかもしれませんが、それで30坪でも大丈夫だといえるのか、やっぱり30坪になってしまうとかなりきついねってことになるのか、それを作って住民のみなさんにお示しするというのも、それは30坪を希望されている住民の方にとっても、50坪で頑張ってきた住民の方たちにとっても、きちんとした根拠をお示したほうがいいと思うので、よろしく願いしたい。

(委員)

意見書にあるようにいろいろご意見をいただいている、区の考え方をお答えいただいているが、50坪のほうが良いというご意見もある。この比率としてはどのくらいか。30坪はどれくらいで50坪はどれくらいという比率はお分かりか。

(横尾まちづくり部参事)

当初行ったアンケートのなかで、質問の中身に少し問題があったかなと考えている。そのアンケートの結果では、現在の50坪のままでいいという人が半数近くであった。しかし、その計画の内容つまり基準の内容をご存じですかという質問をしたところ、約7割の人が知らないとの結果であった。千七百数十アンケートを配布し、四百数十が返っている。25.1%の結果だった。そういった経過もあり、数値としては50坪として数値を出していない。ただ、意見書を出す方というのは非常に意識の高い方で、特に50坪30坪について議論のある人は少数でも、意見としてはたくさん出てきている状況である。

(委員)

全体の住民の方からの比率とすればかなり少ない。そういう意味ではもう少しご意見をいただいたらどうかと思う。いままでご意見の出なかった方にもお聞きするようなチャンスがあれば、また違うと思うので、よろしく願います。

(佐藤まちづくり部長)

まず周知の仕方、これまで非常にきめ細かくやってきたが、現実問題として、土地についてはなかなか直接自分に関わりがないというか、関係がないと思われる方が非常に多い。自分の建替え・更新あるいは相続の問題を抱えたときに初めて大きな問題だと気づく。これまでの条例では、実は窓口に直接そういう問題を抱えた方たちが非常に多くこられる。条例そのものが財産権の尊重ということがあるので、このことで非常にお困

りになっている方が多い。自分たちはこの条例の趣旨は分かるけれども、現実問題としては非常に厳しいという声がこの間非常に多いのが事実。そういうこともあるので、今後は窓口での対応もきちんとデータ化して、また、あらためてまちの声がどのようにすれば聞けるかは、検討させていただきたい。

(委員)

北区景観計画の位置づけ(原案<抜粋>の2ページ)の右側の図について、私自身がずっと感じていることで、この位置づけのなかに民法がどう入ってくるのか、それを表示してもらいたい、同様に建築基準法はどの位置にからんでくるかと、まちづくりの原案ということですから、何とか基準法と民法をこの図のなかに表現してもらいたい。

(横尾まちづくり部参事)

民法についてここに関わりを書くのは、なかなか難しいと思う。しかし、届出をして、制約をし、それから完了届出までしてもらい、その前の建築基準法の確認申請の届出の流れからのつながりとか、これからもう少しわかりやすい形でできれば改善していきたい。ただ、冒頭に申し上げたように民法がらみについて景観法のなかでおさえていくというのは非常に難しいと考えている。

(会長)

こういうダイアグラムの図というのは、関係するのを全部入れるとかえってわかりにくいダイアグラムになるという問題がある。簡潔で分かりやすく、しかし漏れがなくということは、言うのは簡単だがやるのは大変であるので、注とかも活用しながら、もっと後のほうの手続きのなかでどういうふうに関わってくるというような形も、分かりやすく説明していただければと思う。

(委員)

私は景観アドバイザーとしてしばらくお手伝いしているが、今の西が丘地区の50坪30坪の話ですが、先ほど参事さんのおっしゃったように、相続の時に分割したいとのお話が現実問題として出てきていることは事実だと思う。景観的には間違いなく50坪で広い敷地を維持できればいいと思うが、現実問題どう対処していくかで苦労された結果としてこうなっているということだと思う。これまで助言させていただいた中にも、景観形成地区として指定される以前に50坪以下の土地の建替えもいくつかあり、そういう場合は隣地からの境界を50センチ以上とれとか、緑地をきちっと守れとか、いろんな助言はしているので、現実にその前に建っていたものよりは景観的には良くなってきていると思う。敷地が広いほうがいいとは思いますが、そういう対応もあるんじゃないかと考えている。

あといくつか確認させていただくが、まず、景観賞というのを以前やっており、2回ほどやり、隔年でやったが、あまりもう新しい物件がないのでしばらくお休みしようという形でしばらく途切れているが、それをまた復活するのかということが一点。

次に、原案の2-44という王子西地区の地図に、北区景観賞の物件をプロットしているが、渡部邸が地図上でみあたらない。それは個人情報とかいうことで割愛されたのかを確認したい。

それと原案の3-14の赤羽西地域のそれぞれのかいわいの文章、これの平和坂かいわい、ほかの文章がすべて「景観づくりを進めます」という語尾でまとめているが、ここだけ文末が「そだてていきます」となっているのは何か意図があつてのことなのか、確認したい。

最後にもう一点、全体に関わることですが、実際気になるのは区境である。通りをはさんで別な区という物件があり、変わった建物建ってるなっていうたら実はもうそれは北区ではありませんみたいなことがある。私としてはこの地図の中に、隣接する区が何区なのかというようなことがわかる資料があると非常にありがたいし、もっとすすめていただけるのであれば、その区としてその地域はどういう景観の指導をされているかということまで分かる資料があると非常にありがたいと思う。要するに景観って決して閉鎖的にその区域だけっていうことじゃなくて、その通りをはさんでというところがいくつも出てくるので、そういうことをもし可能であれば資料として追加していただきたい。以上である。

(会長)

4点について。最後のはご要望に近いが、事務局いかがか。

(横尾まちづくり部参事)

事務局です。4点ご質問をいただいた。

まず、景観百選、それから表彰制度については本編の8-5で自主的な景観づくりの普及啓発ということで、新景観百選の選定、優良景観形成の表彰をあらためて入れさせていただいた。優良の景観形成の表彰についてはさまざまなご議論があつた。例えば景観の届出をするのが大規模な施設であつて、住宅、2階建てだといった住宅や小規模なものについての表彰というのが、景観の届出をしてないっていう関係で対象外になっており公平性に欠けた点があつた。今回、事業化するにあたり、その辺も網羅できるよう少し改善をして、進めさせていただければと考えている。

それから2点目は個人宅であり記述はしていない。

それから3-14については、これは他意は無く、「景観づくりを進めます」ということで統一したい。

それから地図については、本当にそのとおりだと考えている。地図のなかに近隣の区を入れ、まちづくりや景観づくり方針がどのようになっているが分かることも、その通りであると思う。

基本的には近隣区等におきまして、景観づくりのすりあわせをしたり、また、東京都の景観計画との整合をはかったりということは進めているが、より使いやすい景観計画という視点では非常に貴重な意見をいただいたと思つており、努力していきたい。

(会長)

他にいかがか。

今回も大変貴重なご意見、たくさんいただいたので、またこれを十分に踏まえて、今後の作業を事務局のほうで進めていただきたい。

続いて次第（２）、「その他」について事務局から説明を願いたい。

（横尾まちづくり部参事）

景観計画の名称について、全国的に景観計画とする名称が主流だが、これまで北区が区民の皆さま、それから事業者、行政が主体的能動的に取り組むことを印象づけるために「景観づくり」という文言としてきた。今回、新たに景観計画を作るにあたり、新たな名称して「北区景観づくり計画」としたいと考えている。当審議会においてご了承いただきたいと思っている。

（会長）

従来は「都市景観づくり」と「都市」が入っていたが、今回、「都市」が取れるが「づくり」は残したいという事務局からの提案ですが、よろしいか。「づくり」に関しては、区も思い入れがあると思うので、よろしく願いたい。

それでは「景観づくり」という名称、「景観づくり計画」ということでいきたいと思う。

その他、いかがか。

（横尾まちづくり部参事）

２の景観計画策定スケジュール（案）について、ご説明申し上げます。資料３－１をご覧ください。

景観計画の策定スケジュール（案）。これまで、景観計画策定を25年の当初では、27年4月に施行するということで進めてきた。しかし今回、西が丘の景観重点地区の合意形成、あるいは内容について東京都との景観行政団体移行協議の中で、西が丘の景観重点地区も整わないと協議が進まないということがあり、延びている。そうしたことから、27年4月の施行を10月に、今回変更させていただきたい。

これによる影響としては、現在の景観計画、条例もあるので景観づくりについては、現状のままで進めていくことができる。ただ、4月以降には、西が丘地区のほうでも動きがあると考えており、これを十分説明していくなかで10月まで延ばさせていただきたい。

また、27年度は7月ということも考えたが、来年4月には統一地方選挙があり、4月～6月は動きがとれないということもあることから、10月から運用開始にさせていただきたい。

26年度のスケジュールを見ると、本日が第25回の都市景観づくり審議会、そしてこれを受けて12月には都市計画審議会に原案説明させていただきたいと考えている。

来年の1月下旬には第26回として、今日いただいたご意見等を踏まえながら原案を景観計画の案としてお示ししていきたいと考えている。そして景観行政団体への移行公示については2月中旬を、平成27年度4月には条例の一部施行と景観計画のパブリックコ

メント、そして景観計画の案の説明会を進め、8月に第27回の都市景観づくり審議会において、ご答申をいただければと考えている。その後、決定・公告・縦覧をいたし、10月から運用開始という手順で進めさせていただく所存である。よろしくお願ひしたい。

(会長)

今後の策定スケジュールについてご提案というかご説明をいただいたが、ご質問、ご意見いかがか。

(委員)

ひとつは景観条例の一部施行と全面施行のこの中身について、あらためてご説明いただきたい。

あと今、東京都と景観行政事務移行の協議ということだが、具体的に協議の中身について、あらためてご説明いただきたい。

(横尾まちづくり部参事)

まず、景観法では景観行政団体という位置づけが無いと、基本的には景観行政が進められない形になっている。現在、景観計画を作りながら、その景観計画を東京都に示し協議することで、景観行政団体として北区は景観行政をしてもいいという形になる。

そのなかでは、現在の北区の景観条例により仕事を進めているが、景観行政団体として位置づけられるとすぐに東京都所管の景観に関する仕事が下りてくる。その受け皿として、まず新しい条例で一部、運用を進める必要がある。全面というのは景観行政団体となって景観計画を策定して、その後でなければ全面的な施行ができないということである。従って、まずは東京都から、30,000㎡、60m等の規模の物件の事務を区が引き継ぐための受け皿として条例を決める。その後、全面的なものというのは今回審議会でご審議いただいている、この計画に基づいた運用を開始するというのが全面施行ということである。

それから現在、東京都との打ち合わせのなかで、都道府県は、景観法で景観行政団体にすぐ位置づけられたが、区市町村が景観行政団体になるためには、東京都と協議をして景観行政団体になることになる。景観行政団体は、景観計画がしっかり作られていて景観行政ができるということを、東京都がとらえて、景観行政団体とするということになる。

基本的には少し矛盾したところもあるが、景観行政団体が景観計画を作るのに、景観行政団体になっていないけども現在、景観計画を作っている。こういったところもあるわけだが、これは法律的な解釈のなかで消化していくといった状況になっている。

(会長)

よろしいか。行政手続きは難しく、聞いててもよく分からないところがあるが。

(委員)

ふたつ目のところだが、事務の移行協議ということでは、計画づくりということだけか。ほかにあるか。

(横尾まちづくり部参事)

この計画が東京都の景観計画あるいは東京都の各局の事業と整合がとれているか、ということを経済的に判断していくというものである。そのための協議を現在進めている。

(会長)

よろしいか。

それではいただいたご意見、また、ぜひ踏まえて作業を進めていただきたいと思います。

以上で、本日予定していた議事は全て終了した。

今日も大変貴重なご意見もいただいた。事務局は宿題がたくさん出たが、本審議会は全て終了した。これで事務局にマイクをお返す。

6. 閉会

(佐藤まちづくり部長)

それでは委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、熱心なご審議を賜りたくさんまた、宿題もいただいた。次回は、来年1月下旬ごろ審議会を予定している。

本日はこれもちまして閉会とする。お疲れさまでした。ありがとうございました。